徳島県告示第百七十八号

ように保安林の指定施業要件を変更する 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、 次の

令和三年三月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

谷五一の四〇から五一の四二まで、塩深字出久保三四、小谷字猪ノ鼻四二の一一の一、四一の九、櫛川字西敷七五の二三から七五の二六まで、七五の二八、〇の一、六〇の一五、六〇の三八、六〇の三十、元〇〇三十、元〇〇 杉宇一七の一、 の四、字玉笠八六の三八、の三、九、字北峯六の四、 で、字皆ノ瀬五九の二、五九の二八、六六の一七、 の三、九、字北峯六の四 上三筆に 字大谷二六の八、字三筒二四の一、小川字桑原谷二九、三〇・三二・ 海部郡海陽町大里字白水八〇、 こついて次 一七の三、 の図に示す部分に限る。)、字東桑原六一、六二の一から六二の四ま 六○の三八、六○の三九、六○の四四、六○の四五、字一字谷四 浅川字荒瀬一五の六五から一五の六七まで、奥浦字鹿ケ谷六八六の四〇、字青木下一三、平井字保勢一一二の一三、字蔭 六の六、六の七、字関ノ溝一一、一二の一、 八三の一から八三の四七まで、 字深瀬六の一、六の二、七の一 神野字神祇 一 二 の 三、 五一の一三 (以 大井字大 <u>-</u>

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

二 変更後の指定施業要件

() 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採 の限度並びに植栽の 方法・ 期間 及 び樹

次のとおりとする。

基盤整備 l 及び 局森林整備課及び海陽町役場に備え置 「次のとおり」は、 省略し、 その図面及び関係書類を徳島県農林水産 \overline{V} て縦覧に供する。